

鎌倉市議会

9月定例会議案集

(その2)

令和6年(2024年)

目 次

議案第 35 号	鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について・・・	5
議案第 36 号	令和 6 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 5 号）	7
議案第 37 号	令和 6 年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	11

議案第 35 号

鎌倉市国民健康保険条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 9 月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、被保険者証に係る文言の削除を行うとともに、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者の保険料の徴収猶予に係る規定の整備を行うものである。

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市国民健康保険条例（昭和34年9月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「6箇月」の次に「(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)」を加える。

第27条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日（以下「施行日」という。）から施行する。
(保険料の徴収猶予に関する経過措置)
- 2 改正後の第24条第1項の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
- 3 施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条においてなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 36 号

令和 6 年度鎌倉市一般会計
補正予算（第 5 号）

令和 6 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 84,121 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 77,546,745 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年（2024 年）9 月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
80 繰越金		千円 705,096	千円 45,113	千円 750,209
	5 繰越金	705,096	45,113	750,209
85 諸収入		1,171,341	39,008	1,210,349
	25 雑入	773,356	39,008	812,364
歳 入 合 計		77,462,624	84,121	77,546,745

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	8,147,960	45,885	8,193,845
	5 総務管理費	6,662,539	45,885	6,708,424
55	教育費	8,801,263	38,236	8,839,499
	15 中学校費	786,888	38,236	825,124
歳 出 合 計		77,462,624	84,121	77,546,745

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
55 教 育 費	15 中 学 校 費	学びの多様化学校外構整備事業	千円 38,236

議案第 37 号

令和 6 年度鎌倉市下水道事業会計

補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 6 年度鎌倉市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
-------	---------	---------	-----

4 主要な建設改良費

（ 1 ） 管渠事業費	208,834千円	8,025千円	216,859千円
-------------	-----------	---------	-----------

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,422,387千円は、過年度分損益勘定留保資金592,080千円及び当年度分損益勘定留保資金830,307千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,422,812千円は、過年度分損益勘定留保資金592,080千円及び当年度分損益勘定留保資金830,732千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第 1 款 資本的収入 1,771,416千円 7,600千円 1,779,016千円

第 1 項 企業債 519,800千円 7,600千円 527,400千円

支 出

第 1 款 資本的支出 3,193,803千円 8,025千円 3,201,828千円

第 1 項 建設改良費 362,777千円 8,025千円 370,802千円

(企業債)

第 4 条 予算第 6 条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の 目的	既決限度額				補正限度額			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
下水道 事業費	千円 519,800	普通貸借 または証 券発行。 事業の進 捗等によ り起債の 全部また は一部を 翌年度に 繰り越し て起債す ることが できる。	4.0%以 内(ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 及び地方 金融機関資 金について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついては、 その貸付条 件により、 銀行その他 の場合に は、借入れ の日から据 置期間を含 め、40年以 内に償還す る。なお、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、も しくは繰上 償還または 低利に借換 えすることが できる。	千円 527,400	普通貸借 または証 券発行。 事業の進 捗等によ り起債の 全部また は一部を 翌年度に 繰り越し て起債す ることが できる。	4.0%以 内(ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 及び地方 金融機関資 金について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついては、 その貸付条 件により、 銀行その他 の場合に は、借入れ の日から据 置期間を含 め、40年以 内に償還す る。なお、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、も しくは繰上 償還または 低利に借換 えすることが できる。

令和 6 年 (2024年) 9 月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇